

<応用特訓>8 「子ども家庭福祉」

©2025sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

<問題>

問1

次の組み合わせのうち、児童福祉の歴史的な「事項」と深く関わりのある「人物」として正しい組み合わせを一つ選びなさい。

(組み合わせ)

- 1 エリザベス救貧法 —— バーナード (Barnard, T.J.)
- 2 二葉幼稚園 —— 池上雪枝
- 3 家庭学校 —— 高瀬真卿
- 4 私立静修学校 —— 赤沢鍾美
- 5 東京女子師範学校附属幼稚園 —— 野口幽香

問2

次の文のうち、「児童福祉法」で定められている情報提供に関する記述として適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 都道府県は、里親の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行わなければならない。
- B 市町村は、地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。
- C 市町村は、保護者の母子生活支援施設の選択にあたり、情報の提供を行わなければならない。
- D 国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするように努めなければならない。

(組み合わせ)

- | | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | × | ○ |
| 2 | ○ | ○ | × | × |
| 3 | × | ○ | ○ | ○ |
| 4 | × | ○ | × | × |
| 5 | × | × | ○ | ○ |

問3

次の制度のうち、「児童福祉法」に規定されているものを○、規定されていないものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 障害児相談支援
- B 児童扶養手当
- C 児童自立生活援助事業
- D 児童手当
- E 子どものための教育・保育給付

(組み合わせ)

	A	B	C	D	E
1	○	○	○	○	○
2	○	○	×	○	×
3	○	×	○	×	○
4	○	×	○	×	×
5	×	×	○	×	×

問4

次の文は、児童家庭福祉における地方公共団体の役割についての記述である。正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。
- B 児童相談所は、要保護児童対策地域協議会の事務局を設置し、その運営を担うこととなっている。
- C 家庭児童相談室は、都道府県の福祉事務所にのみ設置される。
- D 児童相談所は、一時保護、立入調査、および児童養護施設等への措置を行う。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	×	○
2	○	×	○	×
3	○	×	×	○
4	×	○	×	○
5	×	×	○	×

問5

次のうち、認定こども園の種別として正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 地方裁量型
- B 幼保連携型
- C 幼稚園型
- D 事業所併設型
- E 保育所型

(組み合わせ)

	A	B	C	D	E
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	×	○
3	○	×	×	○	×
4	×	○	○	×	○
5	×	○	×	○	×

問6

次の文は、「児童の権利に関する条約」第 27 条の一部である。(A) ~ (C) にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び (A) な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の (B) を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な (C) を確保することについての第一義的な責任を有する。

(組み合わせ)

	A	B	C
1	知的	主張	養護
2	知的	権利	生活条件
3	社会的	意見	養護
4	社会的	権利	生活条件
5	社会的	意見	生活条件

問7

次の文は、家庭的保育事業に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 家庭的保育者は、保育士資格もしくは幼稚園教諭免許を有していなければならない。
- B 家庭的保育事業では、家庭的保育者と家庭的保育補助者がいる場合、4名までの子どもの保育を行うことができる。
- C 原則として、連携を行う保育所、幼稚園、及び認定こども園を適切に確保し、必要な支援を受けることが定められている。
- D 満3歳以上であっても、保育の必要が認められ、かつ幼児の保育体制等が整備される場合は、家庭的保育者による保育が可能である。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	×	×
2	×	○	○	○
3	×	○	○	×
4	×	×	○	○
5	×	×	×	○

<解説>

問1 正答 4

1 × 「エリザベス救貧法」は、1601年、イギリスにおいて制定された法律で、貧民の救済などを目的としたものであった。バーナードは1870年、イギリスにおいて、孤児院（バーナードホーム）を開設した人物です。この施設は里親制度、小舎制度などを取り入れていた。

2 × 二葉幼稚園は、1900（明治33）年、東京において、野口幽香と森島峰によって設立された。この幼稚園は、貧困層の子どもが対象であった。一方、池上雪枝は、1883（明治16）年に非行児童のための施設、池上感化院を設立した。

3 × 家庭学校は、1899（明治32）年、東京巣鴨において、留岡幸助によって設立された感化施設である。一方、高瀬真卿は、1885（明治18）年東京において、私立予備感化院（のちの東京感化院）を設立した人物である。

4 ○ 私立静修学校（新潟静修学校）は、1890（明治23）年、新潟において、赤沢鍾美によって開設された。この施設には、保護者の労働のため、日中家庭で養育することができない乳幼児を預かる施設が併設された。そして1908（明治41）年には、この保育施設を守孤扶独幼稚児保護会とし、本格的な保育事業がはじまった。

5 × 東京女子師範学校附属幼稚園は、1876（明治9）年に開設した、わが国初の官立幼稚園である。初代監事は関信三であった。一方、野口幽香は1900（明治33）年、東京に二葉幼稚園を開設した人物である。

問2 正答 1

A ○ 「児童福祉法」（以下「法」）第11条第1項第二号ト（2）。

B ○ 「法」第21条の9第1項第三号。

C × 「法」第23条第5項では、「都道府県等は、第1項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。」と規定している。

D ○ 「法」第21条の16。

問3 正答 4

A ○ 「児童福祉法」第6条の2の2第6項。

B × 児童扶養手当は、「児童扶養手当法」に規定されている。

C ○ 「児童福祉法」第6条の3第1項。

D × 児童手当は、「児童手当法」に規定されている。

E × 子どものための教育・保育給付は、「子ども・子育て支援法」に規定されている。

問4 正答 3

- A ○ 「児童福祉法」第10条の2第1項。
- B × 児童相談所に、要保護児童対策地域協議会の事務局を設置することは定められていない。
要保護児童対策地域協議会は、「児童福祉法」第25条の2第1項において、地方公共団体は設置するよう努めるとされており、事務局もその中に設置されている。
- C × 家庭児童相談室は、都道府県、市、特別区、また任意に町村に設置された福祉事務所に設置される。
- D ○ これらは「児童福祉法」「児童虐待の防止等に関する法律」に規定されている業務である。

問5 正答 2

こども家庭庁による認定こども園の概要では、認定こども園は①幼保連携型（幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ）、②幼稚園型（認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ）、③保育所型（認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ）、④地方裁量型（幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ）の4つの型があるとされている。

- A ○
- B ○
- C ○
- D ×
- E ○

問6 正答 4

「児童の権利に関する条約」第27条の条文からの出題。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び（A **社会的**）な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の（B **権利**）を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な（C **生活条件**）を確保することについての第一義的な責任を有する。

問7 4

A × 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」)第 23 条第 2 項では、以下の通り家庭的保育者の要件を定めている。

*市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(中略)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者

一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

二 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第四号のいずれにも該当しない者

B × 「基準」第 23 条第 3 項では、「家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。<中略>)とともに保育する場合には、5 人以下とする。」と規定している。

C ○ 「基準」第 6 条。

D ○ 「児童福祉法」第 6 条の 3 第 9 項第二号では「満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業」と規定されている。

